

## 後期第4問

Xは、Yから金員を奪おうと考え、それを共犯者である暴力団員のAに相談したところ、Yを自動車で拉致して所持する金品を強取し、何処かで監禁するとともに、Yの記憶を飛ばして被害を申告しても警察に信用されないようにするために覚せい剤を注射し何処かに置いてくるように指示をされた。そして、このような犯行計画について本件各犯行を共同してくれる者らに説明した。その後共犯者らの内4名と共に、午後8時37分頃、勤務先に出勤していたYを拉致して、自動車内に監禁した上、車内でYの所持する金品を強取し、次いで同日10時5分頃、Y居宅に赴いて、パスポートを強取した後、監禁する目的で用意していたウィークリーマンションに赴き、Yを連れ込もうとしたが、Yに反抗されて失敗した。そこでYの所持金や様子からこれ以上金品を強取することは困難かもしれないと考え、Aの指示を仰いだところ、AからYをダム付近の小屋へ連れて行きそこで監禁するように指示され、その上で最後にはYに覚せい剤を注射するように言われたため、Aをダムへ連れて行きAからの指示があれば、それに従って、Yから金品の所在を聞き出そうと考えた。Xは、Aからの指示を受けながら、前記共犯者4名と共にYを監禁した自動車で移動し、翌日午前0時35分頃、その途中でAと会い、Aから覚せい剤を受け取った上、Yに覚せい剤を注射して、ダムの橋の上から突き落として、殺害するように指示された。そして前記共犯者4名と共に、上記ダムに赴き、同日午前3時頃、同共犯者に、そこから落として殺害することを提案したところ反対されたため、Yに覚せい剤を注射して人里離れたところに放置することにし、共犯者の内1人に実行させた。その後、Yは付近の山中において覚せい剤の使用に続発した横紋筋融解症により死亡した。

Xの罪責を述べよ（なお特別法は除く）。

参考判例：東京高裁平成23年1月25日判決